

広島県告示第四百三十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定によつて、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

許可番号	地方卸売市場の 名 称	地方卸売市場の 所 在 地	許可年月日
広島県第二六 号	広島北部青果地方卸売 市場	広島市安佐南区緑井六丁目 一番六号	昭和四八年五月二四 日